

平成23年度 第4回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成23年10月11日開催

高野町農業委員会

平成23年度 第4回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

●開催日時 平成23年10月11日（火）

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町役場2階 大会議室

●出席委員 2番 上田静可 5番 井阪晴美 6番 中林敬
7番 梶谷廣美 9番 井手上治己 11番 井阪征郎
12番 新谷敏捷

以上7名出席

●欠席委員 1番 久保良作 3番 下名迫勝實 4番 柳葵
8番 西山一高 10番 尾家富千代

以上5名欠席

●事務局員 事務局長 佐古典英 事務局員 下洋一 門谷佳彦

●関係者 (出席者無し)

●事議事項 議案第9号 農地法第2条非農地証明交付申請の承認について
協議第5号 高野町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実
施要領の策定について
協議第6号 高野町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実
施要領に基づく担当地区について

●事議内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局 それでは予定の時刻となりましたので、只今から平成23年度第4回高野町農業委員会定例会を開催させていただきます。

さて、本委員会ですが、本日出席委員7名、欠席委員5名で、高野町農業委員会会議規則第9条による出席委員数が規程を超えておりますので、本委員会は有効である旨ご報告いたします。

それでは開会に当たり、事務局長よりご挨拶及び事務連絡を申し上げます。

事務局長 挨拶

事務局 ありがとうございます。

続きまして、審議に入らせていただきます。

まず初めに委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を議長よりご氏名頂いております。

本日の署名委員は、2番上田委員・6番中林委員にお願いします。

つづきまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により当委員会の会長になりますので、井阪会長よろしくお願い致します。

会長 挨拶

会長 それでは、次第に沿って行います。

まず、議案第9号「農地法第2条非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第9号

農地法第2条非農地証明交付申請に承認について

別添の農地につき、「農地法第2条農地でない旨の証明願ひ」があったので審議願ひたい。

平成23年10月11日提出

高野町農業委員会 会長 井阪 征郎

番号1

農地の所在 西富貴字大深谷〇〇〇番〇

登記簿地目 田

現況 山林

農振都市計画区分 農用地外 都市計画外

面積 8,791 m²

権利種別 非農地証明

番号2

農地の所在 西富貴字大深谷〇〇番
登記簿地目 田
現況 山林
農振都市計画区分 農用地外 都市計画外
面積 79 m²
権利種別 非農地証明
番号 3

農地の所在 西富貴字大深谷〇〇番〇
登記簿地目 田
現況 山林
農振都市計画区分 農用地外 都市計画外
面積 320 m²
権利種別 非農地証明
番号 4

農地の所在 西富貴字外輪谷〇〇番〇
登記簿地目 田
現況 山林
農振都市計画区分 農用地外 都市計画外
面積 307 m²
権利種別 非農地証明
合計 4 筆 9,497 m²で、所有者の住所 高野町西富貴〇〇番地
氏名 〇〇 〇〇氏

非農地の事由 昭和 4 1 年頃まで耕作していたが、農地の所在地が山間部に位置しており、鳥獣被害が発生し農地としての管理が困難になり、同年頃より休耕し、植林を行い現在に至った。

なお、本来農地に植林した場合は、違反転用となり通常は始末書付で転用許可申請をするのが本来であります。が、事由発生時の昭和 4 1 年頃に、違反転用に対する指導があった事がわからないことと、現状の農地が農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しなくないと判断するに至っていることである為、本申請は許可相当と判断しておりますので、ご審議をお願いします。

また、現地調査につきましては、井阪晴美委員と平成 2 3 年 9 月 2 9 日に実施しておりますので、委員より後ほど報告があります。

以上です。

会長 それでは、井阪晴美委員の現地調査報告をお願いします。

井阪委員 5 番井阪です。9 月 2 9 日に事務局の下西さんと矢野さんと所有者の〇〇〇さんとで、現地に行きました。現地は間伐が必要な程、木が生えていましたし、私が富貴に来た時には既に山林になっており、田の畦の形が残っておりますが、農地に戻すのは到底不可能ですので、現場での許可相当として判

断しております。

会長 それでは、議案第9号について、ご質問等ございませんか。

井手上委員 はい、9番です。
隣接者の同意等は大丈夫なのか？

井阪委員 隣接地も山林になっているので、問題ないと思います。

会長 他にご質問ありませんか。
無いようですので、議案第9号について「可」と決定してよろしいか。

各委員 異議なし

会長 それでは、議案第9号について「可」とします。
つぎの議題は、協議第5号「高野町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定」について事務局より説明願います。

事務局 協議第5号
高野町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の策定について

「農地法第30条に基づく利用状況調査」の実施に伴い、高野町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）の実施要領（案）について、別紙のとおり策定したいので協議願いたい。

平成23年10月11日提出

高野町農業委員会 会長 井阪 征郎

農地法第30条に基づく調査でございます。

県農業会議より農地パトロールを実施するように通知があり、毎年実施するにあたり別添の要領を作成しております。

実施時期につきましては、8月から11月までの間に実施

内容については、第3条に記載しているとおりです。

- ① 遊休農地の把握
- ② 農地法の許可案件の履行状況の確認
- ③ 農業基盤強化促進法により利用権設定農地の履行状況確認
- ④ 農地の違反転用の早期発見
- ⑤ 相続税又は贈与税の納税猶予制度適用農地の利用状況確認
- ⑥ 仮登記農地の利用状況の確認

以上のとおり調査を行います。調査は事前に事務局にて準備しています図面を基に現地調査を行います。調査結果を皆様と検討会を行い、所有者に対して指導等を行うようになります。以上です。

会長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見等ありませんか。

新谷委員 12番新谷です。
どのような指導を行うのでしょうか？

事務局 主に耕作放棄地の草刈等の指導や違反転用者に対する許可申請を指導する等が主な業務になります。

会長 他にご質問等ございませんでしょうか。
ないようでしたら、協議第5号は原案どおり承認してよろしいですか。

各委員 異議なし

会長 それでは、協議第5号は原案どおり承認します。
つづきまして、協議第6号「高野町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領に基づく担当地区について」ご審議願います。事務局より説明願います。

事務局 協議第6号
高野町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領に基づく農地パトロールの実施について
高野町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領第5条に基づく、調査地区担当者及び実施日時について協議願いたい。
平成23年10月11日提出
高野町農業委員会 会長 井阪 征郎
実施期間につきましては、平成23年10月17日から19日に実施いたします。
はじめの17日につきましては、中林委員の担当地区であります高野山周辺を実施し、9時に高野町役場前に集合して行います。
18日は、筒香地区午前中に実施し、午後に富貴地区を2班に分かれて調査を実施いたします。集合場所は別紙のとおりとなっております。
19日は、細川・西郷・花坂地区を実施いたしますので、各日時に皆様のご協力をお願いいたします。
以上です。

会長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問等ありませんか。

井手上委員 9番井手上です。調査するにあたり事前に図面等貰えないのか。

事務局 事務局にて水土里ネット和歌山提供の図面がございますので、調査当日事務局よりお持ちしますので、その図面を基に実施いたしますので、よろしくお願い致します。

会長 他にご質問等ありませんか。
無いようですので、協議第6号は原案どおり承認してよろしいか。

各委員 異議なし

会長 それでは、協議第6号は原案どおり承認します。
その他の件について、事務局よりありませんか。
無いようですので、これにて高野町農業委員会を閉会したいと思います。

事務局長 お礼のあいさつ

*****午前10時45分 閉会*****

この会議録は、高野町農業員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成23年10月11日

会 長 _____

署名委員 2番 _____

署名委員 6番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。